

三福日本語学院 日本語教育課程等実施規則（学則）

令和6年4月1日策定

第1章 総則

（本学院の目的）

第1条 本学院は、将来的に母国の発展に寄与できる人材の育成に貢献する事を目的に、日本国内の専門学校等への進学を希望する非漢字圏出身の学生を対象とした日本語教育を行う。また、地域との交流の場を設けることにより、日本語能力向上及び日本の生活文化の理解を深めることを図る。

（学院の名称）

第2条 本学院は、三福日本語学院（英語名は Mitsufuku Japanese Language School）と称する。

（組織）

第3条 本学院には、進学2年コース、進学1年6か月コースを置く。

（主たる事務所の所在地）

第4条 本学院の主たる事務所は、東京都荒川区西日暮里5丁目16番-7号に置く。

第2章 授業実施期間、授業日数及び休業日

（実施期間）

第5条 日本語教育課程及びコース並びにそれらの評価等を実施する期間は、4月1日から翌年3月31日までを一周期とすることを基本とする。

（授業日数及び休業日）

第6条 本学院が授業を開講できる日数は1年から休業日を除いた日数とする。

2 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で規定する日
- 三 各学期末の終始期における休業日
- 四 夏季休業（8月上旬～8月下旬）
- 五 秋季休業（9月下旬～10月上旬）
- 六 冬季休業（12月下旬から1月上旬）
- 七 春季休業（3月中旬～4月上旬）

3 学院長が必要と認めたときは、前項の休業日を臨時に変更することができる。

4 第二項に定める休業日のほか、学院長は臨時の休業日を定めることができる。

第3章 日本語教育課程

（日本語教育課程）

第7条 本学院には、以下の表の日本語教育課程を置き、修業期間、目標とする日本語能力（「日本語教育の参照枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）の尺度で示された日本語能力をいう。）、収容定員数、授業科目及び授業時数はそれぞれ以下に掲げるとおりとする。

日本語教育課程	修業期間	日本語能力	収容定員数	授業科目	授業時数
進学2年コース	2年	B2	40人	初級1	200時間
				初級2	200時間
				初中級	600時間
				中級	600時間
進学1年6か月コース	1年6か月	B2	40人	初中級	600時間
				中級	600時間

(教育の提供方法)

第8条 本学院は、学習者、関係行政機関その他の関係者の要望に適切に対応するため、学習者の目的及び目標に応じ、当該学習者が在籍する日本語教育課程を構成する授業科目又はその一部を用いて体系的に編成したコースを提供することを基本とする。この場合において、学習者が、日本語教育課程を構成する授業科目をすべて受講し、当該日本語教育課程全体を受講することを妨げない。

2 コースの収容定員数は、前条の表に掲げる収容定員数の内数とする。

(クラス編成)

第9条 クラスは、同時期に同一の日本語教育課程又はコースを受講する受講者を、20名以下ごとに分けて編成する。

第4章 学習の評価、課程修了の認定

(学習の評価)

第10条 学習の評価は、各学期に行われる振り返りテスト、期末試験の結果によって判定する。

2 前項の評価は、A～Dまでの4段階評価とする。

4段階評価	100点法対比
A	90~100
B	80~89
C	70~79
D	60~69
E	0~59

3 第2項の評価におけるA,B,C,Dは合格とし、Eは補修・再テストを行うこととする。

(修了の認定)

第11条 日本語教育課程本校所定の日本語教育課程又はコースを受講した者には、在籍期間通算の出席率が95%以上（進学2年コース：1520単位時間以上、進学1年6か月コース：1140単位時間以上）で全ての学期を通して「D」以上の成績をおさめた者において、修了証明書を授与する。

第5章 教員及び職員組織

(教員及び職員組織)

第12条 本学院に、次の教員及び職員を置く。

- 一 校長
- 二 本務等教員 3名以上
- 三 日本語教員 2名以上
- 四 生活支援担当者 4名以上
- 五 事務統括責任者
- 六 事務職員（事務統括責任者を除く。） 1名以上

2 日本語教員は非常勤とする。

第13条 校長は、本学の業務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する。

(主任教員)

第14条 本務等教員の中から、教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、主任教員を置く。

(教員会議)

第15条 職務の円滑な執行に資するため、教員会議を置く。

2 教員会議は校長が主宰する。

第6章 在籍等

(在籍)

第16条 本学院に在籍できる者は、我が国で就労し、又は就労することを目指す外国人等で、別に定める受講基準を満たし、校長が許可した者とする。

(在籍の開始時期)

第17条 在籍の開始時期は、受講する日本語教育課程又はコースごとに校長が定める。

(入学手続)

第18条 本学院への入学手続は次のとおりとする

2 本学院に入学しようとする者は、本学院が定める入学願書その他の書類に必要な事項を記載し、指定期日までに出席しなければならない

3 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する

4 本学院に入学を許可された者は、指定期日までに第22条に定める入学検定料以外の納付金及び必要な書類（募集要項参照）を添えて入学の手続をしなければならない

5 入学を許可された者が、正当な理由により入学を遅延する場合は、早急に本学院に申し出なければならない

(退学)

第19条 退学しようとする者は、その事由を記し校長の許可を受けなければならない。

(休学)

第20条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、5日以上休学しようとする場合はその事由及び休学の期間を記載した休学届けに診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て校長の許可を得て復学することができる。

(修了・進級・卒業の認定)

第21条 校長は教育課程で定められた各授業科目について第10条に定める学習評価を行い、在籍期間通算の出席率が95%以上(進学2年コース/1520単位時間以上、進学1年6か月コース/1140単位時間以上)で全ての学期を通して「D」以上の成績をおさめた者において、当該科目の修了を認定する。

2 校長は教育課程で定められた各授業科目について第10条に定める学習の評価を行い、第21条1項の要件を満たしたものに対して進級を認定する。

3 校長は本学院の所定の課程を修了した者に対して卒業証書を授与する

第7章 授業料等

(授業料等)

第22条 日本語教育課程を受講する者は、基本料及び授業料としてそれぞれ以下の表に掲げる額を納入しなければならない。

進学2年コース(消費税込み、2年分)	
(1) 入学検定料	0円
(2) 入学金	20,000円
(3) 授業料	1,480,000円
(4) 施設費	68,000円
(5) 設備費	68,000円
(6) 教材費	80,000円
(7) 課外活動費	40,000円
(8) 保険料	24,000円
(9) 健康管理費	20,000円

進学1年6か月コース(消費税込み、1.6年分)	
(1) 入学検定料	0円
(2) 入学金	20,000円
(3) 授業料	111,000円
(4) 施設費	51,000円
(5) 設備費	51,000円

(5) 教材費	60,000円
(6) 課外活動費	30,000円
(7) 保険料	18,000円
(7) 健康管理費	20,000円

2 コースを受講する者は、前項の基本料及び受講料の範囲内で校長が定める額を納入しなければならない。

(授業料の返還)

第23条 日本語教育課程又はコースを中途終了する者は、申出により算出した額（納入した授業料×残りの授業時数が当該日本語教育課程又はコースの授業時数全体に占める割合）から千円未満を切り捨てた額の返還を受けることができる。ただし、授業料の全額を納入していない場合には、この限りでない。

第8章 賞罰

(賞罰)

第24条 成績優秀にして他の模範となる者については、校長はこれを表彰することができる。

(除籍)

第25条 基本料又は授業料の納入を怠り、督促を受けてなお納入しない者については、校長は在籍の許可を取り消し、又は除籍することができる。

2 長期にわたり連絡がとれない者については、校長は除籍することができる。

第9章 健康診断

(健康診断)

第26条 健康診断は各コース入学後1か月以内に実施の後、1年後に再度実施する。